

論文

外国人DV被害者に対する アメリカ移民法上の保護について

古屋恵美子 米国ニュージャージー州弁護士・北村聡子 弁護士

キーワード：家庭内暴力、女性に対する暴力防止法、自己申請

アメリカで1994年に成立した「女性に対する暴力防止法（通称VAWA）」は、アメリカ人や永住権保持者からDV被害を受けた外国人配偶者が、加害者の協力に依拠することなく永住権を取得する道を開き、もって、外国人DV被害者が、自身の在留資格の行く末を気にするあまりDV被害を甘受するという事態を緩和させることに役立っている。さらに同法は2000年、2005年の改正により保護要件を拡大させて現在に至る。

日本の入管の現場でも、日本人によるDV被害を受けた外国人配偶者からの在留資格変更・更新申請や在留特別許可の判断に際しては慎重な配慮が必要、との認識が浸透しつつある中、アメリカですでに15年も前から始まっている、かかる保護法制に学ぶべき部分は多い。

1 はじめに

(1) 日本における外国人DV被害者に対する最近の取り組み

2003年4月6日に成立、同年10月に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」は、夫やパートナーからの暴力の防止及び被害者の保護・支援を目的とし、裁判所による保護命令制度の創設、配偶者暴力相談支援センターその他関係機関相互の連携義務等の仕組みを規定した。その後、同法は2004年6月2日に改正されたが、この改正の際、職務関係者による配慮の規定（同法23条1項）に、それまでの被害者の心身の状況や置かれている環境を踏まえた上で、さらに「被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重し」なければならない旨が明記された。

さらにその後、同法は2007年7月11日に再び改正、2008年1月11日に施行されたが、この改正法の施行に併せて改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」においても、外国人DV被害者が非正規滞在者である場合、加害者が、被害者の在留資格更新手続に必要な協力を行わないために被害者が非正規滞在に陥っている場合があることを踏まえ適切な対処を講じる必要があること、また、外国人DV被害者から在留期間の更新申請を受けた場合には、事案に応じて人道上適切に対応するよう努める旨が定められている。

これを受け、2008年7月10日、法務省入国管理局は、入国者収容所長、地方入国管理局長、地

方入国管理局支局長宛に「DV事案に係る措置要領」なる通達を発出し^{*1}、外国人DV被害者に係る在留審査及び退去強制の手続についての措置を示した。当該通達では、地方入国管理局がDV事案を認知した場合、①速やかに本省に報告すること、②在留資格更新・変更許可申請や在留特別許可については地方入管限りで判断せず、本省の判断を仰ぐこと、③配偶者暴力相談センター、警察、婦人相談所等関係機関と連携して被害者の身体の保護を確実なものとする、④暴力に起因してパスポートを所持しない場合には在留資格証明書を交付すること、⑤事情聴取に際しては被害者の心身の状況やプライバシーに十分配慮すること、⑥聴取した情報については秘密保持に努めること等の措置が示されている。

その後の2008年10月16日、ジュネーブの国連本部で行われた自由権規約の第5回日本政府報告書審査において、日本政府は本通達について触れ、外国人DV被害者から在留期間の更新申請がなされた場合、原則としてこれを許可し、またDVを原因として不法残留等している場合、在留を特別に許可するなどの対応をしている旨答弁している。同審査の間では、2008年7月から同年10月15日までの間に当局において在留資格更新申請や退去強制手続の過程で把握した外国人DV被害者は14名である旨も報告されている。

これまでは、例えば日本人配偶者によるDV被害から逃れるため当該加害者と別居を開始した外国人が「日本人の配偶者等」の在留資格更新を申請すると「すでに婚姻関係は破綻している」として更新が不許可となり、帰国させられることも珍しくなく、かかる運用に対しては強い批判もあった。したがって、今般、日本政府が外国人を被害者とするDV事案の正確な把握と適正な取り組みを始めたことは歓迎すべきであり、今後、さらなる徹底が望まれる。

(2) アメリカにおける取り組み

一方、本稿で紹介するアメリカ移民国籍法(Immigration and Nationality Act、以下「アメリカ移民法」という)における外国人DV被害者に対する保護法制は、すでに1994年から始まっている。またその内容も、日本の法制度のように、事案ごとに法務省の裁量により判断されるのではなく、具体的な要件が法文上定められており、しかもそれらの要件を満たせば「永住権」という極めて安定的な在留資格を取得し得るというものであり、保護の度合いは高いと言える。

また、1994年の法制定から2000年、2005年と法改正を繰り返しながら、保護要件の変更や範囲の拡大等を繰り返しているその歴史を知ると、「まずは大胆に制度を立ち上げ、その後、間違いや混乱が生じるごとに修正を繰り返す」というアメリカ法制度全体の特徴が凝縮されているようにも感じられ、大変興味深い。

そこで本稿では、米国ニュージャージー州弁護士でカトリック・チャリティーズ、ニューヨーク司教区の移民難民部門に勤める古屋恵美子と、日本の弁護士で、2005年から2006年にかけてニューヨーク大学ロースクールに客員研究員として留学し、その後、上記移民難民部門で法務インターンを経験した北村聡子の両名から、アメリカ移民法における外国人DV被害者に対する保護法制を「制度」と「実務」の両面から紹介させていただく。

2 アメリカ市民等と結婚したことに基づく永住権

(1) アメリカ移民法における「永住権」

アメリカ移民法では、在留期間や活動内容に制限のない在留資格として「永住権 (Lawful Permanent Resident)」と呼ばれるカテゴリーがある。いわゆる「グリーンカードを取った」という場合、法的にはこの永住権を取得したことを意味している。

さらにこの永住権の在留資格は、アメリカ移民法の概念の下では「移民資格 (immigrant status)」とも呼ばれ、在留期間や活動内容に制限のあるそれ以外の在留資格の総称であるところの「非移民資格 (non-immigrant status)」と区別されている。

永住権は、家族関係に基づく場合 (Family-based Immigration) や雇用関係に基づく場合 (Employment-based Immigration) などに与えられる^{*2}。

(2) 家族関係に基づく永住権

このうち「家族関係に基づく場合」とは、外国人が、アメリカ市民あるいはアメリカ永住権保持者 (以下、両者の総称を便宜上「アメリカ市民等」という) との間で、婚姻をはじめとする一定の家族関係を築いた場合に認められる永住権である。日本では、日本人や永住者と婚姻した外国人に対しては、在留期間を1年または3年とする「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」の在留資格が与えられるところ、アメリカでは最初から在留期間の定めのない「永住権」が与えられるのである^{*3}。

さて、アメリカ国土安全保障省の統計^{*4}によると、2007年度は合計1,052,415人の人々に永住権の在留資格が与えられ、そのうち家族関係に基づく許可は689,820件と65%を占めている。さらに家族関係に基づく許可のうち、婚姻関係に基づく許可は274,358件と約40%を占めている^{*5}。

(3) 婚姻に基づく永住権申請の手続概要

この婚姻に基づく永住権申請手続では、以下に述べるように、永住権を取得しようとする外国人本人と同程度あるいはそれ以上に、アメリカ市民等がイニシアティブを握っている。

(a) 外国人家族のための請願 (Petition for Alien Relative)

まず外国人配偶者が永住権を取得するためには、アメリカ市民等が「申立人 (petitioner)」として「外国人家族のための請願 (Petition for Alien Relatives)」をしなければならない。

具体的には、アメリカ市民等が、外国人配偶者のために、自身がアメリカ市民等であることの証明書、および、結婚証明書を添えて、アメリカ移民局 (U.S. Citizenship and Immigration Services, 以下「USCIS」という) に対し、フォーム I -130と呼ばれる請願書を提出する^{*6}。この手続において外国人配偶者は「受益者 (beneficiary)」に過ぎず、イニシアティブは一切ない。

(b) 領事館手続 (Consular Processing) または永住権取得手続 (Adjustment of Status)

上記「外国人家族のための請願手続」により、当該外国人配偶者に永住権取得のための要件が備わっていることが認定されると、ようやく本格的な永住権申請手続がスタートする。

外国人配偶者がアメリカ国外に居住している場合は海外領事館を通じた手続 (Consular

Processing)を行い、アメリカ国内に居住している場合はUSCISに対してフォーム I -485と呼ばれる「永住権取得 (Adjustment of Status) 申請書」を提出する*7。その際、アメリカ市民等配偶者の収入や財産状況を示す証拠書類を添えて、アメリカ市民等配偶者による「援助宣誓供述書 (Affidavit of Support)」（日本でいう「身元保証書」）を提出する。

(c) まとめ

以上のとおり、婚姻に基づく永住権取得手続においては、アメリカ市民等を申立人とする上記「外国人家族のための請願手続」が先行するため、原則としてアメリカ市民等の協力が必要不可欠となる。しかし、かかる手続の構造は、アメリカ市民等による外国人配偶者に対するDV被害の潜在化に繋がっていた。すなわち、加害者であるアメリカ市民等が「自分が手続に協力しなければ、強制送還になる」などと被害者を脅迫することにより、被害者が加害者のもとを去ることができない、あるいは被害を訴えることができないといった事態が蔓延していたのである。

3 1994年女性に対する暴力防止法 (Violence Against Women Act of 1994, 通称「VAWA」)

(1) 立法趣旨

1994年、アメリカで、女性に対する暴力防止法が制定された。このときアメリカ議会は同法について「我々の社会がもはや女性に対する暴力を容認しないという国家としての意思を前進させるために必要不可欠な第一歩」と称した*8。

この法律制定の背景には、1990年代初頭からアメリカ議会が取り組んだDVに関する社会調査の結果が大きく影響している。以下はその調査結果からの引用である。

- ・年間30万から40万人の女性が夫から虐待され、そのうち60%は女性の妊娠中に起きている*9。
- ・1週間に最低21,000件の女性に対する家庭内暴力が警察に届けられている*10。
- ・身体に対する傷害行為を含む加重暴行罪により警察に通報されたケースの5分の1が家庭内で起きている*11。
- ・家庭内で起きた犯罪の3分の1は強姦、強盗、加重暴行罪である。単純暴行罪を含む残りの3分の2のほぼ半分で被害者は重傷を負っている*12。
- ・1週間に発生する6件の性的暴行罪のうち1件以上は、被害者の家族が加害者である*13。
- ・女性を被害者とする殺人事件のうち、3分の1は、夫かボーイフレンドが加害者であり、年間10万人の女性が男性パートナーから受けた傷害につき治療を受けている*14。
- ・通報されていない家庭内暴力は、通報件数の3倍以上に上ると推測される*15。

これらの調査結果を受け、アメリカ議会は「既存の法制度はこれまで長きにわたり、女性に対する暴力の深刻さについて正確な認識を持って取り組まず、むしろ合法的なものとして容認してきた」と厳しく自戒するに至る*16。

さらに調査期間の後期になると、アメリカ議会は、アメリカ移民法に目を向けるようになった。すなわち、外国人配偶者が永住者になるためにはアメリカ市民等配偶者の協力を仰がなければならない

という手続構造が、支配・被支配関係を生み出し、結果、DV被害を助長しているという事実が議会の調査結果にも現れたのである。

例えば以下のような指摘である。

- ・配偶者の一方がアメリカ市民でない場合、つまり外国人の法的地位が加害者との結婚に依拠する場合、(家庭内暴力は)著しく深刻化する^{*17}。
- ・多くの移民女性は、誰にも助けを求めることができずに、暴力的な家庭の中に隔離されている^{*18}。

以上の調査結果を受け、1994年8月に成立したVAWAでは、婚姻に基づく永住権を申請する外国人が、配偶者であるアメリカ市民等からDV被害を受けている場合、当該アメリカ市民等配偶者を申立人とする「外国人家族のための請願(Petition for Alien Relatives)」手続に代わって、外国人DV被害者本人を申請者とする「自己申請(Self-Petition)」手続によって永住権取得手続をスタートさせることを可能としたのである。

(2) 1994年VAWAの申請要件

1994年VAWAが定めた「自己申請」が認められるための要件は、次の通りであった。

- ① 配偶者であるアメリカ市民等によって暴行され、あるいは著しく残虐な行為の対象となった者であること(自身の子が同様の被害を受けている場合も含む)
- ② 本国に送還されることが自身または子にとって著しい困難を伴うこと
- ③ 善良な道徳的品性(good moral character)を備えていること
- ④ アメリカに居住していること
- ⑤ アメリカ市民等またはその親と、アメリカ国内で、現在あるいは過去に同居していたこと(期間の長短は問わない)
- ⑥ 暴行等が、婚姻期間内(子については親と同居中)に起きたこと
- ⑦ 婚姻が真正なものであること(偽装結婚ではないこと)

(3) 被害者が非正規滞在者の場合

ところで、外国人DV被害者が不法入国者や超過滞在者などの非正規滞在者である場合、永住権取得は可能なのだろうか。

この点、前述のとおり、永住権取得手続には、本国におけるアメリカ領事館を通じて手続をする場合(Consular Processing)と、アメリカ国内にいながらにして行う場合(Adjustment of Status)の2つがあるところ、非正規滞在者であっても、入国形態が適法であり、かつ、アメリカ市民の①配偶者、②21歳以下で未婚の子、または、③親(ただし、子は21歳以上でなければならない)である場合には、アメリカ国内にいながらにして永住権取得手続(Adjustment of Status)を行うことも可能である。一方、上記の要件を満たさない場合、すなわち不法入国者や、アメリカ市民ではなく永住権取得者と婚姻したような場合には、アメリカ国内にいながらにして永住権を取得することは認められておらず、原則としていったん出国して領事館手続を経る必要があった^{*19}。

しかしながら、当該外国人がDV被害者である場合、アメリカを離れることは、アメリカの裁判所が発出した保護命令の管轄区域外に出ることを意味し、加害者が本国まで追いかけてきた場合などは極めて危険である。また、海外領事館の審査官が必ずしもVAWAケースの申請について正しく理解していないが故に再入国の手続がスムーズに進まないという危険性もある。

そこで、外国人DV被害者について退去強制手続が開始された場合には、「VAWA退去強制の停止(Suspension of Deportation)」により救済される旨の制度が新設された。

すなわち、おおむね上記(2)の申請要件に加えて、①当該外国人が継続して最低3年間アメリカ国内に居住しており、②虐待がアメリカ国内で起きており、③退去強制事由が、偽装結婚、刑事処分、偽造文書使用、国家安全保障に関連していない^{*20}などの要件を満たせば、当該退去強制手続を行う移民裁判所において永住権を取得することが可能となった。

さらに、VAWAが制定されたのと同じ1994年、VAWA申請者のみならず広く非正規滞在者を対象として、アメリカに滞在しながら(すなわちいったん本国に帰国することなく)永住権を申請することを可能とする特別措置が新たに規定された。条文の番号から「セクション245(i)」とも呼ばれるこの措置とは、一定の居住期間要件と罰金(1996年以降1,000ドル)の支払い等により、非正規滞在者がアメリカにいながらにして永住権を申請することを可能とし、「事実上のアムネ스티」と呼ばれることもあった。

(4) 1994年VAWAの問題点

一方、1994年VAWAのもとでは、①申請時点ですでに被害者が加害者と離婚していた場合や、②加害者がアメリカ市民でも永住権保持者でもない場合、あるいは③そもそも加害者と法的に結婚していない場合には、一切救済の対象にならないという限界があった。

また、本国送還が「著しい困難」を伴うことの立証は、申請者にとって常に高いハードルとなった。弁護士やソーシャルワーカー等の専門家が代理している場合は、「加害者が被害者を本国まで追ってきた場合、アメリカの保護命令の管轄外であることにより被害の危険性が高まる」、「被害者の本国にはDV被害者を救済するための効果的な施策がない」、「子の親権を失う」、「健康上の問題」といった様々な事情を主張することによりクリアされていたが、これら専門家のサポートを受けないまま自分で申請を行った場合などは、かかる十分な主張・立証ができないために、申請が認められないことも少なくなかった^{*21}。

実際、1996年3月から2000年7月までの間にUSCIS(当時はアメリカ移民帰化局)が受け付けた11,000件以上の自己申請のうち半分近くの6,500件が不許可処分となっており、その多くはそもそも申請主体の要件を備えていなかったか、「著しい苦痛」要件の立証が不十分とされたケースだったのである^{*22}。

4 1994年VAWA施行後2000年VAWA改正までの経緯

1994年VAWAが施行されてから2年後、アメリカ移民法が大幅に改正された(「不法移民改革及

び移民責任法 (Illegal Immigration Reform and Immigrant Responsibility Act of 1996)」、以下、「1996年改正移民法」という。

(1) 守秘義務等

この1996年改正移民法では、USCISの審査官が、外国人DV被害者及びその子の情報を第三者に対して許可なく開示すること、および、退去強制手続に際しDVの加害者の情報だけに基づいて被害者に不利な判断を下すことが禁じられた^{*23}。

(2) 退去強制事由との関係

DVやストーキング、幼児虐待等の犯罪により有罪判決を受けたことや、保護命令を言い渡されたことが新たな退去強制事由として追加された。

これは、加害者処罰を強め、もってDV被害者保護に資する目的での改正であったが、1994年VAWAは、「申請時」に加害者がアメリカ市民または永住権保持者であることを要求していたことから、加害者が永住権保持者であった場合、当該加害者がDVにより退去強制処分を受け、もって永住権を失うと、被害者はVAWAによる自己申請ができなくなるという問題が発生した。

さらには、加害者に反撃したDV被害者が加害者から訴追され、逆に退去強制処分を受けるという、本来の立法趣旨に真っ向から反する事態も発生した。

(3) 非正規滞在者との関係

1996年改正移民法は、アメリカ移民法史上初めて上陸拒否期間を設けた。すなわち、過去にアメリカで180日間以上不法滞在（オーバーステイや密入国）した者は、その不法滞在期間や出国態様に応じて「3年」または「10年」の間、再上陸が拒否され、また仮に運良く上陸できたとしても、その後、原則として在留資格を取得することができないことになったのである^{*24}。

前述のとおり、入国形態が適法であり、かつ、アメリカ市民の①配偶者、②21歳以下で未婚の子、または、③親（ただし、子は21歳以上でなければならない）である場合には、アメリカ国内にいながらして永住権取得手続（Adjustment of Status）を行うことも可能である。一方、上記の要件を満たさない場合、すなわち不法入国者や、アメリカ市民ではなく永住権取得者と婚姻したような場合には、①いったん帰国して領事館手続（Consular Processing）を経て再入国するか、②特別救済措置である「セクション245(i)」に基づき国内にいながら永住権を取得（Adjustment of Status）するかのいずれかであったが、上陸拒否期間の新設は、これらの者から①の道を事実上奪うことになり、時限立法である②の「セクション245(i)」のみが唯一の頼みとなってしまった。

そこで、1996年改正移民法は、非正規滞在者のうちDV被害者については例外的に、自身が非正規滞在状態になった事実とDV被害との間に関係があることを立証できた場合には、上陸拒否期間の適用を免除することとした^{*25}。さらに1997年4月1日以降に不法入国した被害者については、不法入国の事実と、DV被害との間の「相当な関係（substantial connection）」を立証できた場合には、アメリカにいながらして永住権を申請することができることにした^{*26}。

とはいえ、これらの例外的救済規定も、上記のとおりその対象は限定的であり、なお多くの非正規滞在者たるDV被害者は、「セクション245(i)」を通じて永住権取得申請を行っていた。

しかるに、前述のとおり「セクション245(i)」はあくまで時限立法であり、1998年1月14日にいったん申請が締め切られてしまう。その後2000年に延長措置が講じられるも^{*27}、最終的には2001年4月30日をもってついに失効し、以後は、非正規滞在者たるDV被害者が永住権を取得することは著しく困難となることが予想されることになった。

(4) 公的福祉と永住権取得との関係

1996年改正移民法と同じ年に制定された「個人責任及び雇用機会調整法(Personal Responsibility and Work Opportunity Reconciliation Act)」は、非正規滞在者による公的福祉の利用を原則として禁じたが、その一方で1996年改正移民法は、VAWAの自己申請手続中の者、及び、VAWAに基づいて退去強制手続の停止中である者は、非正規滞在者であっても一定の公的福祉の利用が可能である旨を規定した。被害者が加害者から経済的に自立するための道を保障しない限り、被害者は加害者のもとを去ることはできないし、ひいては加害者を刑事訴追したり、裁判所に保護命令を求めたりすることも事実上不可能であるという現実に対する認識がその背景にある^{*28}。

しかしながらその一方でアメリカ移民法は、永住権申請の一般的要件として「公的援助を受けていないこと、または受ける可能性が高くないこと」(いわゆる「パブリック・チャージ(public charge)の要件」)を謳っている。上記の1996年改正移民法の趣旨からすれば、当該要件がVAWA申請者については除外される旨の立法措置があわせて講じられるべきであったが、かかる措置は講じられなかったことから、VAWA申請者が公的福祉を利用しながら永住権を取得できるのか否かにつき、現場には少なからぬ混乱が生じた。結果として、多くのVAWA申請者は、確実に永住権を取得するべく公的福祉の利用をあきらめたり、あるいは、すでに公的福祉を利用していた非正規滞在者は、VAWAによる永住権申請そのものをあきらめてしまうといった事態が生じたのである^{*29}。

5 2000年VAWA

このように、1994年VAWAの施行後に明らかになった様々な問題点や不都合を改善し、より被害者保護を強化する目的で、1994年VAWAは2000年に改正された(以下、2000年改正後のVAWAを「2000年VAWA」という)^{*30}。

主な改正点は以下のとおりである。

(1) 自己申請手続の要件緩和

- ① 最も立証が難しく、結果、多くの不許可処分を生み出していた「著しい苦痛(extreme hardship)」の要件が、申請要件から取り除かれることとなった。
- ② これまでは「申請時」に申請者が加害者と婚姻していることが必要とされていたが、これを「離婚後2年間」まで拡張した(ただしその場合、DVと離婚との間に因果関係があることが必要)。

- ③ これまでは「申請時」に加害者がアメリカ市民あるいは永住権保持者であることが必要とされていたが、加害者がかかる資格を喪失した後も、その喪失がDVに起因しているものであれば、喪失後2年間は申請が可能となった。加害者がアメリカ市民であった場合、加害者死亡後2年間も申請が可能となった^{*31}。
- ④ 「婚姻」の範囲も拡大された。法的に有効な婚姻のみならず、④ 挙式国で正式に認められる慣習法に基づく婚姻、及び、⑥ 加害者配偶者の責めに帰すべき事由による重婚についても、同法上の婚姻として認めることとなった^{*32}。これにより、加害者に婚姻歴がある場合に申請者に提出が義務づけられていた「加害者の前婚の離婚証明書」の提出もあわせて免除されることとなった。一般的に、加害者の前婚の離婚証明書の入手は被害者にとって困難であることが多かったことから、この改正により、重婚の被害者のみならず、離婚歴のある加害者と婚姻した被害者全てが恩恵を受けることとなった^{*33}。
- ⑤ これまでは被害者がアメリカ国内に居住していることが要件とされていたが、過去にアメリカ国内でDVを受けていた場合は、申請時にアメリカ国外に居住していても申請が可能となった^{*34}。

(2) 公的福祉との関係

前述の1996年移民改正法と「パブリック・チャージ (Public Charge) の要件」との関係について生じていた問題について、2000年VAWAは、DV被害者が、1996年改正移民法により利用可能となった公的福祉を利用していたとしても、そのことにより永住権取得が妨げられることはない旨を明確に規定した^{*35}。

(3) 非正規滞在者に対する措置

さらに、前述した「セクション245(i)」の失効に伴い、非正規滞在者であるDV被害者の永住権取得が著しく困難になった問題について、2000年法は、非正規滞在者であってもアメリカ国内に滞在したままで永住権申請することを可能とした^{*36}。

すなわち、1996年改正移民法は非正規滞在者のうち、不法入国の事実と家庭内暴力との間の「相当な関係 (substantial connection)」を立証可能な者のみを救済対象としていたが、2000年法は移民法245条(a)を改正し、アメリカにいながら永住権を取得するための要件の一つである「適法に入国していること」の要件は、VAWA申請者には一律免除される旨を規定したのである。

(4) 被害者が退去強制されないための措置

前述のとおり、1996年改正移民法は、DVを新たな退去強制事由としたが、2000年法は、加害者に反撃した外国人配偶者が逆に強制送還されることがないように、① 当該加害者が主たる加害者ではなく、かつ② 相手に重傷を負わせていない場合は、退去強制事由にあたらないこととされた^{*37}。

(5) Uビザの新設

さらに2000年VAWAは、いわゆる「Uビザ」と呼ばれる新たな在留資格を創設した。これはDV、

人身売買や性的虐待等の犯罪被害者^{*38}が、当該犯罪により相当程度の被害を被っている (Suffered substantial harm) 場合で、かつ、当該犯罪の情報を保有し、その情報提供のために刑事司法制度において捜査または訴追に協力した場合に与えられる在留資格である^{*39}。当該被害の存在や協力の有無については、警察・検察あるいは裁判所等の法執行機関により発行される所定の証明書を提出することにより立証する。

これにより、DV加害者がアメリカ市民あるいは永住権保持者でない場合や、配偶者ではなく雇用主から暴行を受けていた場合など、これまで救済の対象外とされていた多くの外国人被害者が救済されることとなった。

また、USCIS及び司法省は個々のUビザ申請案件の存在自体を一定の権限を有する者以外に一切開示してはならない旨が規定されるとともに、加害者及びその家族からの情報のみに基づいて申請者に不利な結論を下すことを禁じる旨も規定された^{*40}。

このUビザは、在留期間の定めがある「非移民ビザ」ではあるが、Uビザ取得後3年間アメリカ国内に居住していれば、永住権の申請も可能とされた^{*41}。その際、申請者が過去に犯罪捜査や加害者訴追に対して正当な理由なく協力しなかったという場合には永住権が許可されない可能性があるものの、その立証責任はUSCIS側にあるとされた。

加えて、Uビザは被害者本人のみならず、その両親(被害者が未成年の場合)、配偶者、子、兄弟にも与えられることとなった(家族が海外にいる場合も含む)。

Uビザの立法趣旨は「公共の安全」にある。すなわち、非正規滞在者は往々にして、退去強制処分を恐れて犯罪被害を申告しないため犯罪事実が潜在化するという問題について、これにより失われる国益は、勇気を出して犯罪被害を訴え捜査に協力した個々の非正規滞在者を合法化することにより失われる国益に比べ、遙かに重大であるというアメリカ議会の価値判断がその根底にあると言える。

ただし、当初定められた立法はUビザの概要のみを規定しており、具体的な申請要件等は行政政府の通達(regulations)に委ねられていたところ、これらが全て整ったのは2008年のことであった。

6 2005年VAWA

1994年及び2000年のVAWA改正により外国人DV被害者の権利は格段に促進されたが、2005年VAWAはさらに保護の範囲を拡大している。主な改正点は以下のとおりである。

(1) 保護範囲の拡大

米国市民の成人した子どもを加害者とする家庭内暴力についても、VAWAによる保護の対象とした。

(2) 守秘義務の拡大

VAWA申請に係る個人情報の守秘義務が、司法省のみならず国土安全保障省、国務省にも課されることとなった。

(3) 二重逮捕，二重起訴の回避

これまで，DVの加害者を逮捕する際，警察官には逮捕するか否かの裁量権がなく，その結果，被害者が自己防衛のために軽く反撃をしたに過ぎない場合にまで，被害者・加害者両者の逮捕を余儀なくされていた。そこで2005年VAWAは，DVその他パートナーからの暴力，ストーキング，性的暴行事件については，いずれの当事者が実際に訴追されるべきかにつき，当該事件の全体的な経過と過去の経緯を総合的に考慮し，二重逮捕，二重起訴を回避するべき旨を規定した^{*42}。

(4) 啓蒙活動の多言語化

外国人DV被害者は，多言語による対応が可能なシェルターや専門家にたどり着くことが困難であることが多い上に，公的・私的福祉の利用についても制限がある。警察への通報や被害届の提出にあたって母国語で情報提供できる警察官やオペレーターに助けてもらえるとは限らない。

そこで2005年VAWAは，国家安全保障省に対し，例えば「家庭内暴力や性的暴行，児童虐待が違法であることについて」「虐待された場合の権利」「養育費を支払うべき親の義務について」といった内容につき，指定された14ヶ国語のパンフレットを作成の上，外国人に対して配布することを義務づけた^{*43}。

7 実務の運用について

それでは，実際に外国人DV被害者がVAWAに基づき永住権を申請する場合の具体的な手続について，以下，主に実務的な観点から紹介する。

(1) 自己申請手続において提出すべき証拠書類

(a) 配偶者が「アメリカ市民もしくは永住権保持者」であることの立証書類

配偶者がアメリカ市民である場合，アメリカ州政府により発行される出生証明書（帰化市民の場合は帰化証明書）またはパスポートを，配偶者が永住権保持者である場合は，グリーンカードといわれる永住者登録カードのコピーを提出することが一般的である。

しかし，DV被害者は，着の身着のまま加害者のもとから逃げて来たり，必要書類が加害者によって隠匿されているケースも少なくない。そこで，加害者が帰化市民または永住権保持者である場合には，USCISが当該加害者の帰化，永住権取得に係る過去のデータと照合することにより同一性が確認できれば足りるという運用が行われている。

一方，加害者がアメリカ生まれのアメリカ市民の場合，提出すべき出生証明書を保管している州政府は，加害者本人の同意がない限りそのコピーを開示しないことも少なくない。このような場合，加害者がアメリカ国籍であることがわかる他の客観的な書類（例えばアメリカ軍に所属していたことを示す書類）や，加害者が自身がアメリカ国籍である旨自ら申告している書類（例えば婚姻届）のほか，被害者が加害者の出生書類を入手するために尽くした努力を記載した陳述書を提出し，許可されたケースもあるようである。

(b) 「婚姻」の立証書類

婚姻証明書の写しを提出する。ただし、過去に婚姻歴がある場合には、重婚でないことを示すために、離婚証明書や(元配偶者の)死亡証明書などの書類が必要とされる。

一方、2000年のVAWA改正により、「加害者配偶者の責めに帰すべき事由による重婚」の場合には永住権申請が認められることになった(ただし、被害者本人が重婚していた場合には、仮にDV被害者であっても例外は認められない)。したがって、被害者が加害者の離婚が成立していたものと信じて結婚していたような場合には、重婚を理由にVAWA申請が拒絶されることはない^{*44}。

(c) 「暴行され、または著しく残虐な行為の対象となったこと」の立証書類

暴力や虐待の根本は、加害者が被害者をコントロールしたいという「支配欲」である。したがってUSCISも、ここでいう「暴行」「著しく残虐な行為」の解釈については、身体的な暴力に限ることなく、言葉の暴力、精神的・経済的・性的その他あらゆる意味での残虐行為を広く含むと解釈している。

身体的暴力の被害者である場合には、警察への通報記録、被害届、裁判所の保護命令、医師の診断書、傷痕の写真等の提出が有効である。一方、精神的虐待の被害者である場合には、精神科医、シェルター、カウンセラー、ソーシャルワーカーなどが作成する診断書、記録、陳述書が重要な証拠となる。目撃者、家族、友人の陳述書も考慮される。

いずれの場合にも、被害者本人の陳述が具体的に信憑性があることが前提であり、さらにその内容を裏付ける証拠を一つでも多く集めることになる。

(d) 善良な道徳的品性 (Good Moral Character) の立証書類

「善良な道徳的品性」の概念は、移民法上明確な定義がないものの、同法101条(f)(1)から(9)には「善良な道徳的品性が欠如している」とみなされる行為や犯罪が列挙されている(アルコール依存者、在留資格手続において虚偽申告をした者、攻撃的犯罪により有罪判決を受けた者など)。ただしこれらはあくまで例示列挙である旨が法文上明記されており、よって審査官は幅広い事情を総合考慮の上、「善良な道徳的品性」を判断することが許されている。

通常は、申請者に前科前歴がない場合には警察が発行する「善行証明書 (Good Conduct Certificate)」を、前科前歴がある場合にはその処分内容を示す「処分証明書 (Certificate of Disposition)」を提出する。

前科前歴がある場合で、かつその犯罪内容が悪質である場合には、申請が認められないおそれが高い。そこで、他に有利な証拠をできる限り提出する必要がある。例えば、子どもが通う保育園や小学校の先生から、「子どもの面倒を熱心にみる責任感のある親である」旨の陳述書をもらったり、教会やお寺その他のボランティア団体から「よく人助けをしたり社会に貢献している人である」旨の陳述書をもらうなどの工夫を尽くすことにより、仮に前科前歴があっても一見不利なケースであっても結果として許可される場合がある。

(e) 「婚姻が真正であること (Good Faith Marriage)」の立証書類

当該加害者との婚姻が偽装結婚ではなかったことを示すためには、「アメリカの永住権資格を取得することが結婚の唯一の動機ではなかったこと」を示せばよいとされている。逆に言えば、永住権取得が、結婚の複数の動機の中の一つであった場合には、「唯一」ではないから許容されると解釈されている。

その判断にあたり最も重視される証拠書類は、被害者の陳述書（供述録取書）である。したがって申請者（またはその代理人弁護士や支援者）としては、加害者と知り合った時期・経緯、交際を始めた時期・経緯、結婚に至る経緯、結婚式または披露宴に家族・友人らも参列したか、子どもはいたか等、詳細かつ充実した陳述書を作成・提出するよう努めなければならない。

次に、陳述書以外に「婚姻の真正」を裏付け得る書類としては、①共同名義で所有する資産の関係書類、②所得税の申告を夫婦共同で行っていることを示す書類、③銀行口座、健康保険や生命保険、自動車保険等について共同名義で契約していることを示す書類、④ガス、水道、電気、電話代の請求書その他、郵便物が同じ住所に送られていることを示す書類、⑤共同名義の賃貸借契約書などが証拠になり得る。

しかし、これらの書類もDV被害から逃れてきた申請者にとっては持ち出すことが困難であることが多い。そこで、これらの書類がない、または不十分な場合には、その理由を本人の陳述書の中で説明することが望ましい。

その他にも家族や友人と一緒にのスナップ写真、一緒に旅行した飛行機のチケット、お互いに送りあった手紙やEメールのほか、家族や友人の陳述書を提出することもある。

いずれにせよ、書類が十分にそろっていないケースでもあきらめることなく、独創的に思いつく限りの証拠を提出することが鍵である。

(f) 加害者と同居していた事実の立証書類

この要件の立証は、上記(e)の「婚姻の真正」の立証書類によりカバーされることが多い。

(2) 立証について

以上述べた各要件の立証責任は、申請者にある。

判断を下すUSCISに対しては、可能な限り、第一次的な証拠(Primary evidence)を提出することが望まれるが、一方でUSCISは、「信憑性がある限りいかなる証拠(Any Credible evidence)」(移民法204条(a)(i)(J); 8CFR204.2(c)(2))をも考慮することが義務づけられている。直接的ではない証拠であっても間接的には暴力や虐待のパターンを示していると言える場合もあり、結局、あらゆる証拠を考慮して判断する必要があるからである。

DV被害者の多くは、羞恥心やプライドからDVを家庭内の問題として通報せず、家族や友人にも打ち明けられずに一人で耐えてしまうことが多い。かかる現実を踏まえ、USCISはあらゆる証拠を全体の状況に照らして考慮に入れる方針を取っている。

このように提出書類にほぼ制限はないという点では緩やかと言えるが、各証拠の採否や信憑性の判断は、USCISの裁量に任されている。

(3) 手続の概要

(a) 自己申請(Self Petition) 手続

まずフォーム I - 360と呼ばれる申請書に必要事項を記入し、すでに述べた各申請要件に対応した証拠書類を添付した上で、USCISのVAWAユニット(VAWAの審査を専門的に取り扱う部署で、

USCISのバーモント地域事務所内に設置されている)に送付すると、数週間後に「受領通知(Receipt Notice)」が送られてくる。

この自己申請(Self Petition)に基づく審査手続は、永住権取得の一般的な要件の審査を行う前に、まずVAWAの要件を満たすか否かのみを判断する書面審査であり、面接は行われない。審査には現在のところ平均9ヶ月ほどかかるが、緊急の必要性がある場合や、極めて強力な証拠がそろっているケースでは、例外的に1ヶ月程度で許可が下りる場合がある。

なお、この自己申請手続費用は無料である。以前は有料であったが、その時代もほとんどのケースで、本人の所得、支出の明細と陳述書を提出するだけで簡単に費用負担免除が認められていた。

一方、自己申請(Self Petition)の審査において証拠不十分であるとみなされたり、提出された証拠に矛盾があり被害者の供述の信憑性に疑問が投げかけられるケースでも、いきなり不許可処分が出るわけではない。まずはUSCISより具体的な疑問点や要望事項等が記載された「追加立証のお願い(Request for Further Evidence)」と題する書面が送付され、これに一定期間内に対応しないと、次に「不許可予告通知(Notice of Intent to Deny)」と題する書面が送られる。この2度目の警告にも対応しないでいると、ようやく一定期間をおいて、5～6頁にも及ぶ相当詳細な理由が付記された不許可処分が下される。このように、不意打ち的な処分は一切ないと言ってよい。

ところで、申請者が非正規滞在者であった場合、自己申請に対して許可が出た時点で、当該申請者に対しては「暫定的地位(Deferred Action Status)」が与えられる。この「暫定的地位」は、1年ごとの更新が必要であるが、いずれにせよ合法的な滞在者としての地位であることに変わりなく、しかも、後述する就労許可申請が認められれば以後、働くこともできる。

(b) 永住権取得(Adjustment of Status)手続

自己申請が認められると、次に、永住権取得のための一般要件を備えているか否かの審査に移行する。同時に審査の管轄は、バーモント・サービス・センターのVAWAユニットから、各申請者の住所地を管轄するUSCIS地区事務所に移管する。永住権取得手続の費用は2009年3月現在1,010米ドルであるが、申請者の所得により免除可能である。

前述のとおり、永住権取得手続は、永住権の一般的な資格要件を審査するものであり、DV被害者か否かはすでに自己申請の手続で審査済みであるから、永住権取得手続の面接審査でDV被害について尋ねられることは原則としてない。その背景には、自己申請の審査を担当するVAWAユニットはDV被害について特別な研修を受けた専門家集団である一方、永住権取得手続を担当する地区事務所の審査官はかかる研修を受けていないことから、被害者に対して不適切な質問をしたり、被害者を攻めるような態度を取る等の事態があってはならないという配慮がある。

しかし、地区事務所の審査官が、永住権取得手続に先立つ自己申請手続の認定に重大な疑念を抱いた場合には、ケースを差し戻し、VAWAユニットが再審査を行い、その結果、認定を覆すことも可能とされている(ただし、実際にはそのような事例はほとんどない)。

こうして永住権取得手続において無事、許可が下りると、申請者は永住権保持者となり、念願のグリーンカードを取得するのである。VAWAを通して永住権を取得した場合、海外または国内にいる21歳未満の子どものにも永住権を付与することが可能となる。さらにその後、通常の5年ではなく3年

で帰化申請が可能とされている。

(c) 就労許可申請手続

申請者は手続中、就労許可を申請することができる。この手続費用は、前述の永住権取得手続費用に含まれている。

まず、申請者の配偶者がアメリカ市民である場合、自己申請と永住権取得は同時に申請することができるが、就労許可は当該申請から90日以内に発行されなければならないとされている。一方、申請者の配偶者が永住権保持者である場合には、永住権取得は自己申請の許可が下りた後でなければ申請できないが、その代わりに自己申請の許可が下りると同時に、就労許可も下りることになっている。

(d) 不許可の場合

一方、これら自己申請または永住権取得手続の審査で不許可処分が出た場合でも、何度でも申請を繰り返すことは可能であるし、USCISに対して再審を申請 (Motion to Reopen or Reconsider) することもできる。また、行政異議申立機関 (Administrative Appeals Office) に異議を申し立てることもできる。

しかも、申請者が非正規滞在者であった場合も、いったん自己申請の手続で許可が下り、前述の「暫定的地位 (Deferred Action Status)」を取得してしまえば、仮にその後の永住権取得手続が不許可となった場合でも、1年ごとに資格を更新すれば合法的に滞在し続けることも、さらには就労することも可能である。

このように、在留資格のない者が、VAWAに基づく永住権取得を申請し、それが不許可となっても「暫定的地位 (Deferred Action Status)」なるものによりアメリカ国内に滞在し続けることができるというアメリカの法制度は、同様の状況にある外国人については必ず退去強制処分が下される日本の実務と比較して、驚きを禁じ得ない。しかしアメリカには、「不認定処分のケースの多くは、DV被害がなかったわけではなく、ただその事実を立証するための証拠が不十分であったに過ぎないケースも多々含まれている」、「そのようなケースも含め、不許可処分のたびに申請者を強制送還したりすれば、誰もVAWAを利用しなくなってしまう。それは、外国人DV被害者の救済に反する」という社会的コンセンサスがあるように思われる。

(4) スタッフに対する教育研修

前述のとおり、自己申請の審査は、USCISのバーモント・サービス・センターのVAWAユニットが審査する。当該ユニットのメンバーは、DVに関する特別な研修を受けた専門家集団である。また、VAWAユニットに対する研修では、家庭内暴力や虐待の定義と実態、DV被害者の特殊な心理などにつき、NGO関係者など外部のDV専門家を講師として招いて綿密な研修が行われている。

一方、永住権取得手続を審査する地区事務所の審査官は、その一部のみがある程度のVAWA研修を受けているに過ぎないが、最近では、地区事務所の審査官レベルでも、DV被害者に接する場合には特別な配慮が必要であるという意識が浸透してきているように思われる。

そして、地区事務所の審査官がDV被害を正しく理解していれば、時に、USCISでの面接審査が、申請者にとって忘れがたい素晴らしい経験となってその記憶に残ることもある。USCISニューヨーク地

区事務所には「必ず申請者を泣かせる」ことで有名な審査官がいる。彼は元弁護士で、常に被害者の立場に立ち、丁寧にその話に耳を傾け、暖かい言葉をかける。被害者の中には、貧困から抜け出すために渡米した人や、結婚相手に連れてこられた人もいる。母国には再会を待つ家族や子どもを残しながら、激しい暴力や虐待に耐え、何とか生き残った被害者たちに対して、その審査官は「人生には良いことも悪いこともある。これからは、すばらしい人生が待っている。あなたの周りには、ここにいる代理人弁護士も含めて、あなたを助けてくれる人がいることを忘れないで、頑張ってください」と言って面接審査を終え、申請者のパスポートに「認定」のスタンプを押して、「おめでとう」と言って申請者を送り出すのである。

(5) 認定率

USCISの統計によれば、1996年度のVAWA申請数は86件に過ぎなかったが、翌年には755件と飛躍し、その後も上昇を続け、2001年以降は1年あたりの申請数が毎年5,000件を超えて現在に至っている。また、2008年度については、12月初段階で、申請数はすでに9,272件にのぼっている。

認定数について見ると、1996年から2008年11月末までのVAWAに基づく自己申請件数(DV被害に遭った配偶者と子)の合計は68,483件で、そのうち46,573件(68%)が認定されている。

また、2006年、2007年度の認定率はいずれも70%を上回っている。

(6) 残された課題

アメリカ移民法弁護士会やNGOは、USCISの審査官を招いての講演会や協議の機会を頻繁に設けることで常に情報交換を行っており、実務の運用はオープンと言ってよい。また、電話一本でUSCISの審査官が弁護士からの質問に回答するVAWA専用のホットラインも設けられており、弁護士は、不許可処分に不服があり、その処分理由について直接VAWAユニットに確認したい場合などに利用することができる。

一方で、DV被害が明らかでありながら、審査官が申請者の些細な供述の矛盾に固執するあまり自己申請が不認定となる場合も散見される。特に、ここ1～2年でUSCIS内では予算削減による人手不足が進んでおり、件数が増える一方のVAWA申請に歯止めをかけようとの動きが、不認定処分を増加させているとも言われている。また現場では、適正に審査することよりも、数多くの件数を早く処理することに重きが置かれているとも言われている。VAWAの全国的な第一人者であるGail Pendleton氏(ASISTA共同ディレクター)が筆者(古屋)に語ったところによれば、「USCISは、DV被害者の救済というアメリカ議会が意図した法の趣旨に則った運用を行う使命がある。現在の課題は、この使命が『効率性』の名の下に犠牲にされつつあることだ」と言う。

また、審査官にDVの構造を正しく理解させるために充実した研修を行おうとすればコストもかかるが、VAWAを成立させた議会はこれを要求しているところ、上記Pendleton氏をはじめとするVAWA専門家らは、ブッシュ政権の第2期以降、研修に招かれなくなったとのことである。このことからVAWAに対する反動的な動きがUSCIS内にあるのではないかとされている。

このような動きの中、弁護士、NGOなどの活動家は、政府と協力し合いながらも、なおかつ正しい

審査が行われるよう粘り強く要求し続けていくことが必要である。

また、昨今、VAWAという救済法の存在が社会的に広く認知されるようになってきたことに伴い、加害者が、被害者によるVAWA申請は虚偽である旨をUSCISに通報したり、あるいは、むしろ自分が偽装結婚の被害者であるなどとして婚姻無効の訴訟を起こすなど、あらゆる手段でVAWAの手続を妨害しようとするケースが目立ち始めている。前述のとおり、1996年改正移民法において、審査官は加害者からの情報のみに依拠して不認定処分を下してはならない旨が定められているが、審査官も人間である以上、加害者の情報に振り回されてしまうおそれがないわけではない。

さらに、すでに別居しているにもかかわらず、審査官が誤って、加害者の住所地に被害者のグリーンカードやVAWAの認定書を送付してしまい、被害者の安全が脅かされたというような基本的なミスも散見されている。

DV被害を受けた者にとって、二次的、三次的な嫌がらせや虐待が続くことも多い中、社会的、法的なサポート制度がなお必要とされている。

8 さいごに

日本では未だに「日本人から被害を受けたというならば、なおのこと日本のことなど嫌いになって自分の国に帰ればよいではないか。なぜ日本にいるための在留資格を与えなければならないのか」といった発想があるかもしれない。これに対して、アメリカの法制度は「アメリカ人によって被害を受けた者はアメリカが責任を持って引き受ける」という強い国家としての意思の現れであり、そこには根本的な発想・価値判断の違いがある。

日本で外国人DV被害者が在留資格の面で安心して生活を送るためには、現行法上は、在留資格の変更（「日本人の配偶者等」から「定住者」へ）や、在留特別許可（非正規滞在者の場合）が適切に運用されることに期待するほかないが、いずれの許可処分も、DV被害に配慮した特別な要件は一切なく、単に法務大臣の広範な裁量により与えられるという政府解釈に立つ限り、その保護は不安定と言わざるを得ない。

アメリカでは、ソーシャルワーカーやカウンセラー、そして弁護士らが強力なネットワークを形成してロビー活動を推し進めた。アメリカ議会もこれに呼応して精力的に実態調査を行う等、DV被害者の声に真摯に耳を傾けた。その結果、アメリカの移民は、すでに15年も前にVAWAという強力な武器を手にすることができた。

その後、「トライアル・アンド・エラー」を繰り返しながらも、改正のたびにより充実した保護法制を構築してきたアメリカの例を参考に、日本においても、ケース・バイ・ケースのアドホックな解決ではなく、制度構築による根本解決が図られることが望ましい。

*1 法務省管総第2323号。

*2 その他にも、難民認定に基づく場合（Refugee, Asylees）、国籍の多様性を確保するためにアメリカに居住する者が少ない国の出身者に抽選で与えられる場合（Diversity Immigrants）、一定の宗教活動家、特定の未成年者、寡婦など

に与えられる。

- *3 なお、永住者保持者と婚姻したことに基づく永住許可については年度ごとに許可数の上限が設けられているため、申請後、手続が開始するまで何年間も待たなければならない。一方、アメリカ市民と結婚した場合にはかかる許可数制限はない。
- *4 Kelly Jeffery, Randall Monger "U.S. Permanent Residents: 2007", (Department of Homeland Security, March 2008).
- *5 その他は、アメリカ市民の子、アメリカ市民の親・兄弟（ただしアメリカ市民が21歳以上であることが必要）等である。
- *6 アメリカ移民法203条(a)(2)(A)。
- *7 なお、日本の入管法上は在留資格については「取得」「変更」「取消」の概念しかないが、この“adjustment”の意味は「適合」すなわち「あるべき状態に合わせる」というイメージであり、他の在留資格から永住権へ資格を「変更」する場合と、在留資格がない外国人がアメリカにいながら永住権を「取得」する場合の両者を含む概念である。本稿では便宜上、“adjustment”を「取得」と訳す。
- *8 第103回アメリカ議会第1会期上院レポート138号41～42頁（1993年）。
- *9 第103回アメリカ議会第1会期下院レポート395号26頁（1993年）。
- *10 前掲*6・37頁。
- *11 第102回第2会期司法委員会レポート“Violence Against Women: A Week in the Life of America（女性に対する暴力——アメリカ生活におけるある1週間）”32頁。
- *12 前掲*7・41頁。
- *13 同上38頁。
- *14 同上41頁。
- *15 同上37頁。
- *16 前掲*6・27頁。
- *17 同上26頁。
- *18 同上。
- *19 INA245条(a)(c), 212条(a)(6)(A)(i)。
- *20 8 U.S.C 1254条(a)(1)（1994年）、INA204条(a)(1)。
- *21 10 American University Journal of Gender, Social Policy & the Law, 95, Leslye E. Orloff & Janice V. Kaguyutan, *Offering a Helping Hand: Legal Protections for Battered Immigrant Women: A History of Legislative Responses*, at 140(2001).
- *22 Battered Immigrant Women Protection Act of 1999: Hearing on H.R. 3083 Before the Subcomm. on Immigration and Claims on the House Comm. on the Judiciary, 106th Cong. 91 (2000).
- *23 8 U.S.C 1367条（2000年）。
- *24 ただし例外として、アメリカ市民等の配偶者、親または本人が「著しい困難に陥る」(suffer extreme hardship) ことを立証できれば、上陸拒否期間の適用が免除される。INA 212条(a)(9)(B)(v)。
- *25 INA 212条(a)(9)(B)(iii)(iv)。
- *26 8 U.S.C1182条(a)(6)(A)（2000年）。
- *27 The Legal Immigration Family Equity (LIFE) Act Amendment.
- *28 前掲*19・122頁。
- *29 National Network on Behalf of battered ImmigrantからKaren Fitzgerald, INSへの手紙（2000年12月18日付）9～10頁。
- *30 146 Cong. Rec. A 10,188, S10, 192 (2000) (Violence Against Women Act of 2000 Section-by-Section Summary).
- *31 8 U.S.C. 1154条（2000年）。
- *32 同上。
- *33 前掲*27。
- *34 同上。
- *35 VAWA 2000, 1505(f).

*36 INA245条(a)(c)。USCIS作成2008年4月11日メモランダム。

*37 VAWA 2000 Section 1505(b), 8 U.S.C.1255条(2000年)。

*38 INA101条(a)(15)(iii), 対象となる犯罪は, 強姦, 拷問, 人身売買, 近親相姦, 家庭内暴力, 性的暴力, 性的虐待, 売春, 性的搾取, 女性器切除, 誘拐, 人質, 拉致, 監禁, 恐喝, 強奪, 過失致死, 殺人, 非自発的奴隷, 奴隷取引, 証人買収, 司法妨害, 共謀, 偽証等(全てにつき教唆犯を含む)である。

*39 8 U.S.C.1101条, 同1184条(2000年)。

*40 8 VAWA 2000 Section 1513(d).

*41 前掲*19・168～169頁。

*42 VAWA102条(b)(2)(G)(9)(2005年)、

*43 同法833条(a)。

*44 USCIS作成2002年8月21日付リーガル・メモランダム。

Protection of Immigrant DV Victims under the U.S. Immigration Law

FURUYA Emiko / KITAMURA Satoko

Lawyer / Lawyer

key word: Domestic Violence, Violence Against Women's Act (VAWA), Self Petition

Violence Against Women's Act (VAWA) which was enacted in the United States in 1994 opened a path for immigrants who suffered domestic violence at the hands of their U.S. citizen or lawful permanent resident spouse without depending on cooperation of such abusers. Victims were allowed to flee from abusers with opportunity to legalize their status on their own or without becoming hopeless about them getting deported. Moreover, the said Act was amended in 2000 and 2005 and further expanded the eligibility and protection available for victims. Recently, Japanese Immigration Bureau also began to recognize the necessity of careful consideration for immigrant spouses of Japanese who became DV victims, specifically on the adjudication of applications for change or extension of resident status or Special Residence Permission. Japanese legal system may have a lot to learn from the said U.S. legal protection system which was started 15 years ago.